

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年3月30日（木） 号外第33号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 病院局管	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（1）（総務課）・・・・・・・・・・ 2
理規程	鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程（2）（〃）・・・・・・・・ 4
	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（3）（〃）・・・・ 5

# 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

## 鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																										
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">鳥取県</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">立中央 病院</td> <td style="border: 2px solid black;">高次救急集中治療センター</td> <td style="border: 2px solid black;">救命救急センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">集中治療センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">高次 救急 集中 治療 セン ター</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">救 命 救 急 セ ン タ ー</td> <td style="border: 2px solid black;">1 救命救急医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">2 救命救急センターの管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">3 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">集 中 治 療 セ ン タ ー</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">集 中 治 療 セ ン タ ー</td> <td style="border: 2px solid black;">1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">2 新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">3 集中治療センターの管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">4 その他重症入院患者に対する緊急の医療並びに新生児以外の患者の集中治療及</td> </tr> </table>	鳥取県	略		立中央 病院	高次救急集中治療センター	救命救急センター		集中治療センター		略		略			略			高次 救急 集中 治療 セン ター	救 命 救 急 セ ン タ ー	1 救命救急医療に関すること。	2 救命救急センターの管理に関すること。			3 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。	集 中 治 療 セ ン タ ー	集 中 治 療 セ ン タ ー	1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。	2 新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に関すること。	3 集中治療センターの管理に関すること。	4 その他重症入院患者に対する緊急の医療並びに新生児以外の患者の集中治療及	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">鳥取県</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">立中央 病院</td> <td style="border: 2px solid black;">救命救急センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">集中治療センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;">救 命 救 急 セ ン タ ー</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center;">救 命 救 急 セ ン タ ー</td> <td style="border: 2px solid black;">1 救命救急医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">2 救命救急センターの管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">3 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">集 中 治 療 セ ン タ ー</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">集 中 治 療 セ ン タ ー</td> <td style="border: 2px solid black;">1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">2 新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">3 集中治療センターの管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">4 その他重症入院患者に対する緊急の医療並びに新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に必要な事項に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県	略		立中央 病院	救命救急センター		集中治療センター			略		略			略			救 命 救 急 セ ン タ ー	救 命 救 急 セ ン タ ー	1 救命救急医療に関すること。	2 救命救急センターの管理に関すること。	3 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。	集 中 治 療 セ ン タ ー	集 中 治 療 セ ン タ ー	1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。	2 新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に関すること。	3 集中治療センターの管理に関すること。	4 その他重症入院患者に対する緊急の医療並びに新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に必要な事項に関すること。
鳥取県	略																																																										
立中央 病院	高次救急集中治療センター	救命救急センター																																																									
		集中治療センター																																																									
	略																																																										
略																																																											
略																																																											
高次 救急 集中 治療 セン ター	救 命 救 急 セ ン タ ー	1 救命救急医療に関すること。																																																									
		2 救命救急センターの管理に関すること。																																																									
		3 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。																																																									
集 中 治 療 セ ン タ ー	集 中 治 療 セ ン タ ー	1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。																																																									
		2 新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に関すること。																																																									
		3 集中治療センターの管理に関すること。																																																									
		4 その他重症入院患者に対する緊急の医療並びに新生児以外の患者の集中治療及																																																									
鳥取県	略																																																										
立中央 病院	救命救急センター																																																										
	集中治療センター																																																										
	略																																																										
略																																																											
略																																																											
救 命 救 急 セ ン タ ー	救 命 救 急 セ ン タ ー	1 救命救急医療に関すること。																																																									
		2 救命救急センターの管理に関すること。																																																									
		3 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。																																																									
集 中 治 療 セ ン タ ー	集 中 治 療 セ ン タ ー	1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。																																																									
		2 新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に関すること。																																																									
		3 集中治療センターの管理に関すること。																																																									
		4 その他重症入院患者に対する緊急の医療並びに新生児以外の患者の集中治療及び高度治療に必要な事項に関すること。																																																									

<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: center;">び高度治療に必要な事項に関すること。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(職制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、外来化学療法室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、<u>高次救急集中治療センター</u>、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>		び高度治療に必要な事項に関すること。	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(職制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、外来化学療法室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、<u>救命救急センター</u>、<u>集中治療センター</u>、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>		
	び高度治療に必要な事項に関すること。				

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

### 鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任用) 第6条 職員の任用については、地方公務員法第15条から第22条まで、 <u>第22条の4及び第22条の5</u> の規定並びに職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の定めるところによる。	(任用) 第6条 職員の任用については、地方公務員法第15条から第22条まで <u>及び第28条の4から第28条の6までの規定並びに</u> 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号） <u>及び職員の再任用に関する条例（平成13年鳥取県条例第2号）</u> の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

**鳥取県病院局管理規程第3号**

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に勤務時間条例第2条第3項から第5項までの規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(当該職員が退職をした日(60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日の前日)の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。以下この項において「7割水準額」という。)が当該額に達しない場合</u>にあっては、7割水準額)に、勤務時間条例第2条第3項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例によ</p>	略	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に勤務時間条例第2条第3項から第5項までの規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	略
略			
略			

り定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(救急医療機関勤務臨時手当)

第17条の3 略

2 救急医療機関勤務臨時手当の月額は、10,300円を超えない範囲内で管理者が別に定める額とする。

3 略

(海外随伴休暇)

第24条 条例第22条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

附 則

(施行期日)

1 略

2 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後における給料の支給については、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける者の例による。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例)

3 略

4 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用	略									

(救急医療機関勤務臨時手当)

第17条の3 略

2 救急医療機関勤務臨時手当の月額は、2,500円とする。

3 略

(海外随伴休暇)

第24条 条例第22条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例)

2 略

3 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以	略									

短時間勤務職員以外の職員										
定年前再任用短時間勤務職員	173	212	246	266	275	286	309	327	365	
	,30	,90	,10	,70	,10	,40	,50	,00	,50	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

外の職員										
再任用職員	187	215	255	274	289	315	356	389	441	
	,70	,20	,20	,60	,70	,10	,80	,90	,00	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略				
定年前再任用短時間勤務職員		275,300	336,300	373,900	392,700

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表（2）

職員 の区	職 務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用職員以外の職員	略				
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

イ 医療職給料表（2）

職員 の区	職 務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

分	の 級	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
			月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								
定年前再任用短時間勤務職員			171,300	206,200	236,500	248,500	271,200	284,200	308,800

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の 区 分	職 務 の 級	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								
定年前再任用短時間勤務職員			214,700	237,400	255,100	263,100	274,800	301,500	320,300

分	の 級	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
			月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
再任用職員以外の職員	略								
再任用職員			188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

ウ 医療職給料表(3)

職員 の 区 分	職 務 の 級	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員	略								
再任用職員			235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600



<p>員</p> <p>備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第3 現業職給料表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td></td> <td>173,300</td> <td>212,900</td> <td>246,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。</p>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	給料月額	給料月額	給料月額	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略				定年前再任用短時間勤務職員		173,300	212,900	246,100	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td></td> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>255,200</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職員以外の職員	略				再任用職員		187,700	215,200	255,200
職員の区分			職務の級	1級	2級	3級																															
	給料月額	給料月額		給料月額																																	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略																																				
定年前再任用短時間勤務職員		173,300	212,900	246,100																																	
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級																																	
		給料月額	給料月額	給料月額																																	
再任用職員以外の職員	略																																				
再任用職員		187,700	215,200	255,200																																	

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額			
			病院以外の職員		病院の職員	
			定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
行政職給料表	8級	2種	94,000円	65,800円	84,600円	59,200円
		2種	88,500円	62,000円	79,700円	55,800円
		3種	70,800円	49,600円	66,500円	46,600円
	6級	3種	66,500円	46,600円	58,200円	40,700円
		4種	58,200円	40,700円	49,900円	34,900円
医療職給料表(1)	4級	1種	137,700円	96,400円	137,700円	96,400円
		2種	110,100円	77,100円	110,100円	77,100円
		3種	88,100円	61,700円	88,100円	61,700円
	3級	2種	102,800円	72,000円	102,800円	72,000円
		3種	82,200円	57,500円	82,200円	57,500円
医療職給料表(2)	7級	2種	87,600円	61,300円	78,800円	55,200円
		3種	70,100円	49,100円	66,500円	46,600円
	6級	3種	66,500円	46,600円	58,200円	40,700円

		4種	58,200円	40,700円	49,900円	34,900円
医療職給料 表(3)	7級	2種	88,300円	61,800円	79,500円	55,700円
		3種	70,700円	49,500円	61,800円	43,300円
	6級	3種	69,300円	48,500円	60,700円	42,500円
		4種	60,700円	42,500円	52,000円	36,400円
	5級	3種	63,200円	44,200円	55,300円	38,700円

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程第17条の3の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同条の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第17条の3の規定を適用する場合には、改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された救急医療機関勤務臨時手当は、新規程の規定による救急医療機関勤務臨時手当の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、新規程の規定を適用する。